# CRYSTAL REPORTS STANDARD、PROFESSIONAL および DEVELOPER 使用許諾契約

重要:以下の文書をよくお読みください。これは、お客様と Business Objects との間で、コンピュータ ソフトウェア、関連メディア、印刷資料、およびオンラインまたは電子形式で提供されるマニュアルを含む、この同意書が付属する Business Objects のソフトウェア製品(以下「本ソフトウェア」とします)に関して締結する法的な契約です。お客様は本ソフトウェアをインストールする前に、以下のソフトウェア使用許諾契約(以下「本契約」とします)の諸条件をお読みになり、承認する必要があります。本契約の諸条件に同意されない場合は、購入後30日以内に、本ソフトウェアを購入先に返品して全額払い戻しを受けてください。

1. **ライセンスの付与** Business Objects は、お客様に対し、お客様の社内業務のためにのみ、本契約の 諸条件に従って、お客様が当該費用を支払った本ソフトウェア製品および機能を使用する非独占的か つ制限付きのライセンスを付与します。本ソフトウェアは、お客様に販売するものではなく、お客様に使用権を許諾するものです。本ソフトウェアが第三者の製品とバンドルされた状態で、または第三者の製品と組み合わせて提供された場合、お客様は、以下の第3条2項(「制限付きライセンス」)に定められているとおり、かかる第三者製品と共にのみ本ソフトウェアを使用することができます。本契約は、販売促進用ソフトウェアなど、本ソフトウェアと共に提供される他のソフトウェア プログラムには適用されません。これらの使用については、かかるソフトウェアに付属のオンライン ソフトウェア使用許諾が適用されます。

「Business Objects」とは、Business Objects S.A. またはその子会社を指します。

2. インストールおよび使用 お客様は、取得した環境設定のみにおいて、かつ購入したライセンス数だけ、本ソフトウェアをインストールし、かつ使用することができます。お客様は、合理的にみて、災害復旧、緊急時の再起動やバックアップに必要な場合には、本ソフトウェアの本稼動でないコピーをインストールすることもできます。これには、当該目的のために、1もしくは複数の災害復旧サイトで使用するためにコピーを作成することも含まれますが、これに限定されません。本契約で定められている本ソフトウェアに対する権利を行使するには、起動時に表示された方法で本ソフトウェアのコピーを稼動させる必要があります。Business Objects は、ライセンスの数量および種類並びに本ソフトウェアの使用をキーコードで管理することができます。

### 3. ライセンスの種類と定義

- 3.1. 指定ユーザー ライセンス(「NUL」) 本ソフトウェアが指定ユーザー単位で許諾されている場合、各指定ユーザーは、NUL の単独所有者として明確に識別される必要があります。2 人以上のユーザーによる NUL の共有は明確に禁止されています。また、あるユーザーの NUL を別のユーザーに譲渡するためには、本来のエンド ユーザーが本ソフトウェアにアクセスする必要がなくなり、その許可が取り消されていることが条件です。
- 3.2. 制限付きライセンス 本ソフトウェアを第三者の製品(「OEM アプリケーション」)とバンドルされた 状態で取得した場合、または別途本ソフトウェアが第三者の製品と組み合わせて提供されたか、 第三者の製品と共に使用するために提供された場合、お客様は制限付きライセンスを取得したことになります。お客様は、提供された OEM アプリケーションと関連する場合のみ、許諾された本ソフトウェアのコピーを使用することができます。OEM アプリケーションによって明確に作成または処理されたものではないデータにアクセスすることは、本契約に違反したことになります。OEM アプリケーションがデータ マートまたはデータ ウェアハウスの使用を必要とする場合、OEM アプリケーションによって作成または処理されたデータにアクセスするためにのみ、データ マートまたはデータ ウェアハウスと共に本ソフトウェアを使用することができます。同一のビジネス・オブジェクトの導入環境において、制限付ライセンスを無制限のライセンスと組み合わせることはできません。

- 3.3. アップデート ライセンス すでにライセンスされている製品のアップデート版として本ソフトウェアを 取得した場合、お客様が本ソフトウェアを使用するためのライセンス数は、お客様が旧製品につい て取得したライセンスの総数を上限とします。本ソフトウェアおよび旧製品を同時に使用する場合、 本ソフトウェアおよび旧製品へのアクセスに使用するライセンスの総数は、お客様が旧製品につい て取得したライセンスの総数を超えないことを条件とします。ただし、指定ユーザーは旧製品を引き続き使用できますが、第三者に旧製品を譲渡したり、第三者が旧製品を使用することを許可して はなりません。
- 3.4. 評価用ライセンス/再販禁止ライセンス 評価用ライセンスまたは再販禁止ライセンスは、本ソフトウェアのパッケージ、ソフトウェアがダウンロードされた Web サイト、注文書または送付書に記載されている期間中、記載されているライセンスの数量および種類に対してのみ使用することができます。注文書または送付書に特定のプロジェクトが指定されている場合には、当該プロジェクトにおいてのみ本ソフトウェアを使用することができます。評価用ライセンスは評価目的のためにのみ使用することができ、製作目的でこれを使用することはできません。評価用ライセンスまたは再販禁止ライセンスを再販あるいは譲渡することはできません。本契約の他の規定にかかわらず、評価用または再販禁止ライセンスのもとで提供された本ソフトウェアは、「現状」で提供されるものとし、いかなる明示/黙示の保証も伴いません。Business Objects は、いつでも、評価用ライセンスまたは再販禁止ライセンスを終了できるものとします。

#### 4. 製品固有の使用権

- **4.1 デザイナ ツール** Crystal Report セットアッププログラムによってインストールされる Crystal Reports のレポート デザイン アプリケーションおよびユーティリティ(「デザイナ ツール」)は、指定ユーザーベース にてライセンスされます。Crystal Reports Professional および Crystal Reports Developer の各コピーには、1 部のデザイナ ツールの指定ユーザー ライセンスが含まれます。
- 4.2 Crystal Reports Developer ランタイム製品(Crystal Reports Developer にのみ適用)

# 4.2.1 Crystal Reports Developer に適用される定義

「クライアント アプリケーション」とは、お客様が開発した、a)ランタイム製品を利用するアプリケーション、b) すべてのレポート プロセスがローカルに行われるエンド ユーザーのマシンに完全にインストールされ、すべてのレポートが当該マシンに特定して処理されているアプリケーション、c)ランタイム製品に重要な本来の機能を付加したアプリケーションを指します。

「社内インストール」とは、お客様の企業または組織内の 1 もしくは複数のコンピュータに、その内部業務のみに関連して、クライアント アプリケーションおよび/またはサーバー アプリケーションをインストールし、運用することをいいます。

「配布」とは、お客様の企業または組織にとって外部の第三者たるエンド ユーザーに対して、クライアントアプリケーションおよび/またはサーバー アプリケーションを販売、リース、ライセンス、または再配布することをいいます。

「ランタイム製品」とは、製品と一緒に提供される RUNTIME.TXT ファイルに指定されている、バージョンが特定されたファイルおよびアプリケーション プログラム インターフェース(API)を意味します。

「サーバー アプリケーション」とは、お客様が開発した、(a) ランタイム製品を利用するアプリケーション、(b) ミドルティア アプリケーションを通じ直接的または間接的に 1 人以上のユーザーがランタイム製品にアクセスできるようにするアプリケーション、および(c) ランタイム製品に主要機能を付加するアプリケーションを指します。Windows Terminal Server 環境(Citrix または Microsoft Remote Desktop Platform など) にインストールされたクライアントアプリケーションはサーバーアプリケーションです。

4.2.2 **ランタイム製品の使用** お客様は、クライアント アプリケーションおよびサーバー アプリケーション を開発するためにランタイム製品のコピー 1 部をインストールし、使用することができます。配布および社

内インストールに関する諸条件は、以下の条項に定めるとおり、お客様が開発するアプリケーションの種類に応じて異なります。

- **4.2.3 クライアント アプリケーションおよびサーバー アプリケーションの社内インストール** Business Objects は、お客様に対し、クライアント アプリケーションおよびサーバー アプリケーション付きのランタイム製品を社内にてインストールするための個人的、非独占的、制限付きのライセンスを付与します。
- 4.2.4 クライアント アプリケーションの配布 Business Objects は、お客様に対し、第 4 条 2 項 6 号を含むがこれに限定されない、本契約の全ての条件を遵守することを条件に、クライアント アプリケーションをエンド ユーザーに配布するための個人的、非独占的、かつ制限付きのライセンスを付与します。RCAPI (「RCAPI アプリケーション」)を使用してクライアント アプリケーションを配布する場合、お客様は、かかるクライアント アプリケーションの配布先である各顧客のために、Crystal Reports Developer のライセンスが付与されたコピーを取得する必要があります。
- 4.2.5. サーバー アプリケーションの配布 Business Objects は、a)お客様がサーバー アプリケーションの配布先である各顧客のために Crystal Reports Developer のライセンスが付与されたコピーを取得していること、および b)お客様が第 4 条 2 項 6 号を含むがこれに限定されない、本契約の全ての条件を遵守することを条件に、サーバー アプリケーションをエンド ユーザーに配布するための個人的、非独占的、かつ制限付きのライセンスをお客様に付与します。
- **4.2.6 ランタイム製品配布要件** 第 4 条 2 項 4 号もしくは第 4 条 4 項 5 号に従い、ランタイム製品を第三者に配布する場合、お客様は以下の要件を遵守することに同意します。
- (a) ランタイム製品に特定の主要な機能を追加するアプリケーションの一部としてのみ、ランタイム製品のコピーを配布すること。
- (b) そのようなランタイム製品のコピーまたはサンプル アプリケーションの受領者からのサポート、サービス、アップグレードおよび技術的またはその他の支援の要求があった場合には、その責を負うこと。
- (c) Business Objects からの事前の書面による許可がない限り、Business Objects または本製品の名称、ロゴまたは商標を使用しないこと。
- (d) ランタイム製品または関連するアプリケーションの使用、複製もしくは配布により生ずるクレームや責任につき Business Objects を防御し、補償し、かつ免責すること。
- (e) 汎用レポート作成、データ分析、レポート配信製品または Business Objects の製品と同一もしくは類似の機能を有する他の製品と共に、ランタイム製品を配布しないこと。
- (f) エンド ユーザーが、下記の制限と同等の制限を有する条件に同意するよう確保すること。

ランタイム製品もしくはレポートファイル フォーマット(.RPT)を変更、逆アセンブル、逆コンパイル、翻案、改変またはリバース エンジニアリングしないことに同意すること。

ランタイム製品を第三者に配布しないことに同意すること。

Business Objects 製品と一般に競合する製品を配布用に作成するために、ランタイム製品を使用しないことに同意すること。

レポート ファイル (.RPT) 形式を Business Objects の所有物ではない汎用のレポート記述、データ分析、レポート配信の製品によって使用される別のレポート ファイル形式に変換する製品を配布用に作成するために、ランタイム製品を使用しないことに同意すること。

レンタルもしくはタイム シェアリング ベースにて本製品を使用せず、または第三者の利益のためサービス ビューロー ファシリティを運営しないことに同意すること。

Business Objects およびそのサプライヤは、明示、暗黙を問わず一切の保証を否認します。これには、商品性に対する保証、特定目的への適合性に対する保証および第三者に対する権利侵害が存在しないことに対する保証が含まれますが、これらに限定されません。Business Objects およびそのサプ

ライヤは、本契約上もしくは本ソフトウェアに関連して生じる直接的、間接的、結果的、付随的、懲罰的その他一切の損害賠償責任を負わないものとします。

- 5. **所有権** Business Objects および/またはそのサプライヤは、オリジナルやその他の複製を収める形式もしくはメディアにかかわらず、常に、本ソフトウェアおよびそのすべての複製における権利、所有権および利益をすべて保有します。お客様は、本ソフトウェアまたは関連する特許、著作権、商標もしくはその他の知的財産にかかわる権利もしくは所有権を保有することはなく、本契約によりこれらを取得することもありません。お客様は、本ソフトウェアの内容の無断開示もしくは使用を防止し、このような開示もしくは使用から本ソフトウェアを保護するために妥当な努力を払うことに同意します。Business Objects および/またはそのサプライヤは、お客様に明示的に付与されていないすべての権利を留保します。Business Objects のサプライヤは、本契約で意図された第三者たる受益者であり、本契約に規定されている諸条件に依拠し、それらを直接的に強制する明示的な権利を有します。
- 6. 著作権 本ソフトウェアの著作権は Business Objects および/またはそのサプライヤによって所有されており、米国の著作権法および特許法ならびに国際条約の規定により保護されています。お客様は本ソフトウェアを複製することはできません。ただし、本契約第 2 条および第 3 条に規定されているとおり、本ソフトウェアの実行の一環として、お客様がライセンスを持つ本ソフトウェアのコンポーネントをコンピュータにインストールする場合を除きます。本ソフトウェアに同梱されているマニュアルに限っては、妥当な部数の複製(ハードコピーまたは電子形態のもの)を作成することができます。ただし、そのような複製はライセンスを付与されたエンドユーザーのみが本ソフトウェアの使用に関連して使用し、第三者には一切再発行もしくは配布しないことを条件とします。お客様が作成する本ソフトウェアまたはマニュアルの複製には、Business Objects とそのサプライヤのすべての著作権表示、商標またはその他所有権に関する説明文を複製し、記載しなければなりません。この条件を満たさずに本ソフトウェアの複製を作成することは、本契約に違反することになります。
- 7. 制限事項 本契約に明示的に許可されている場合を除き、お客様は(a) 本ソフトウェアをリース、貸与、 再販、サブライセンス、またはその他の態様にて配布してはならず、(b)タイムシェアリング方式により、 サービス オフィスを運営するために、または第三者の利益のためにホスト サービスを提供するために本 ソフトウェアを使用してはならず、(c) 本ソフトウェアの改変や翻訳の目的で提供された、本ソフトウェア に含まれているメニュー、オプションおよびツールを使用して本ソフトウェアを設定する必要がある場合 を除き、本ソフトウェアを改変または翻訳してはならず、(d)態様の如何を問わず、本ソフトウェアもしくは その一部のリバース エンジニアリング、逆アセンブルまたは逆コンパイルを行ってはならず(ただし、本 制限が適用される法で認められている範囲および明示的な目的で行う場合を除きます)、(e)Business Objects からの書面による明示的な許可なしに、本ソフトウェアもしくは本契約により付与された権利を サブライセンス、譲渡、貸与、販売、リース、配布してはならず、またはその他の態様で移転してはなら ず、(f)Business Objects の製品と競合する製品を開発するために本ソフトウェアを使用してはならず、 (g)レポートファイル(.RPT)形式を、Business Objects の所有物ではない汎用のレポート記述、データ 分析、レポート配信の製品で使用される、別のレポートファイル形式に変換する製品を開発するために 本ソフトウェアを使用してはならず、(h)レポートファイル(.RPT)形式の改変、逆アセンブル、逆コンパイ ル、翻訳、応用、またはリバース エンジニアリングを行ってはならず、(i)本ソフトウェアのその他の機能 や性能にアクセスするために、不正なキーコードを使用してはならず、または(j)Business Objects の書 面による事前の許可なしに、本ソフトウェアのベンチマーク結果を第三者に開示してはなりません。本ソ フトウェアのインターフェイスの開発またはテスト、あるいは本ソフトウェアと他のソフトウェアとの結合を希 望される場合、お客様は Business Objects にその旨を連絡するものとします。Business Objects は、自 己の裁量により、本ソフトウェアとそのような他のソフトウェアもしくは製品間の相互運用を可能にするた めに十分な情報をお客様に提供することができます。

## 8. 制限的保証と救済

- (a) Business Objects はお客様に対し、(i) 本ソフトウェアが、納入後 30 日間は、実質的に、その関連マニュアルに明記されているとおりに機能すること、(ii) 本ソフトウェアの納入後 30 日間は、本ソフトウェアが収められた物理的メディア(フロッピー ディスク、CD-ROM 等) および物理的マニュアルの素材や仕上がりに欠陥がないことを保証します。本ソフトウェアおよびメディアに対する黙示的保証は、下記第 8 条(c) 項に基づき放棄されない限り、納入後 30 日間に限定されます。事故、乱用、無許可の修理、改変、拡張または不正使用から生じた欠陥は、上記の保証から明確に除外されます。Business Objects は、本ソフトウェアの使用が中断されないこと、またはエラーが発生しないことについて保証をいたしません。本ソフトウェアの追加コピー、改訂版もしくはアップグレード版(サポートサービスに基づいて提供されたリリースを含む)を受け取られた場合でも、保証期間が再開するなどの影響を受けることはありません。
- (b) 上記の制限的保証の違反に対するお客様の唯一の救済は、(i) 本ソフトウェアを修正するか、上記の制限的保証に合致している製品と交換するか、あるいは(ii) 上記の制限的保証に違反している本ソフトウェアのコピーについて、支払った対価の返済を受けて本契約を終了することのいずれかであり、そのいずれによるかは Business Objects が任意にこれを決定するものとします。上記の救済は、お客様が本ソフトウェアを受領後 30 日以内に、上記の制限的保証への違反があった旨の通知をBusiness Objects 宛てに書面で送付した場合に限り、Business Objects からお客様に提供されるものとします。
- (C) 本第 8 条に明記されている保証を除き、かつ法律により許可される最大限の範囲において、許諾製品およびサービスは「現状のまま」提供され、Business Objects およびそのサプライヤは、許諾製品に関して、(I) 商品性、(II) 特定の目的に対する適合性、または(III) 第三者の権利侵害のないことについての黙示の保証を含め、一切の保証はいたしません。国や管轄地域によっては、黙示的な保証の排除が認められておらず、上記の排除が適用されないことがあります。また、お客様は、国もしくは管轄地域によって異なるその他の法的権利を有することもあります。
- 9. 責任の制限 適用される法律によって許可される最大限の範囲において、Business Objects またはその販売代理店、サプライヤもしくは子会社は、いかなる場合も、お客様または第三者に対して、逸失利益、収益の減少、データの喪失もしくは不正確性または代替品の調達費用を含む、間接損害、特別損害、付随的損害、結果損害または懲罰的損害について、請求原因(不履行による場合も含む)を問わず、たとえかかる損害等の発生の可能性について知らされていたとしても、これらを賠償する責任を一切負わないものとします。Business Objects およびそのサプライヤがお客様の実際の直接的損害に対して負担する賠償責任は、その発生原因の如何にかかわらず、当該損害の発生の原因となった許諾製品に支払われたライセンス料または損害を直接招いたサービスに対してお客様が支払った料金に制限されます。これらの制限は、制限的な救済による基本的な目的が達成されない場合でも適用されるものとします。上記のリスクの配分は、本契約に基づき請求される料金に反映されています。国や管轄地域によっては、偶発的損害もしくは派生的損害に対する責任の制限あるいは排除が認められておらず、お客様には上記の制限が適用されないことがあります。
- 10. サポート サービス お客様がサポート サービスを購入された場合、Business Objects はお客様に対して、Business Objects のその時点で現行のサポート サービス規定に従って本ソフトウェア向けの製品サポート サービスを提供します。本ソフトウェアのサポート サービスを購入される場合、お客様は保有する当該ソフトウェアのすべての許諾コピーについてのサポート サービスを購入する必要があります。
- 11. 本契約の終了 本契約は終了するまで有効です。お客様は、書面による通知を Business Objects に送付することにより、いつでも本契約を終了することができます。ただし、以下に規定されている返却および破棄の方針に従っていることが条件です。お客様がライセンス料の払い戻しを受けられるのは、本契約が本契約第8条に従って終了した場合に限ります。お客様が本ソフトウェアの期限付き評価用ライセンスを注文された場合、本契約は評価期間が切れた時点で自動的に終了し、お客様は当該期限を無効にしない、あるいは無効にするよう試みないことに同意するものとします。お客様が(i)注文時に、本

契約に規定されているライセンス料およびその他の料金の支払いを怠った場合、あるいは(ii)本契約に規定されている諸条件のいずれかを遵守せず、その旨の通知を受け取ってから 30 日以内に当該不履行を是正しなかった場合、Business Objects は本契約を終了することができます。本契約が終了した時点で、お客様は、(i) 本ソフトウェアを組み込んだあらゆるカスタム アプリケーションの使用および配布を含む、本ソフトウェアのすべての使用をただちに中止し、かつ(ii) 本ソフトウェアを Business Objects に返却するか、または本ソフトウェアを破壊し、かつ Business Objects に対して、そのすべての複製および部分的な複製が返却または完全に破壊され、もはや使用されていないことを書面で証明することに同意します。本契約の終了後も、本契約第5条、第6条、第8条(c)項、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条および第15条は存続するものとします。

- 12. **監査** 本契約期間中および本契約の終了または満了後3年間、Business Objects は、お客様が本契約を遵守しているかどうかを判断するため、お客様に適切な通知を送付した上で、自社の費用でお客様の帳簿および記録を監査することができます。その監査により、当該監査の対象期間中に Business Objects に支払うべき金額の5%を超える金額が未払いになっていること、または本契約に対する故意の重大な違反が判明した場合は、Business Objects に与えられる他の救済に加え、お客様は Business Objects に監査費用を支払うものとします。
- 13. 一般条項 別途米連邦法により専占されている場合を除き、本契約は、抵触法の規定または 1980 年国際物品売買契約に関する国連条約およびその修正条項にかかわらず、米国カリフォルニア州の法律に準拠するものとします。本契約のいずれかの規定が無効と判断された場合でも、その無効性は、本契約の残りの規定の有効性に影響を及ぼすことはないものとします。本契約は、お客様と Business Objects との間の完全なる合意を形成し、書面、口頭を問わず、本契約の主題に関連するこれまでの合意事項をすべて無効にするものとします。両当事者のそれぞれの権限ある代表者が正式に署名した書面による証書によらない限り、本契約を修正することはできません。お客様が企業を代表して本ソフトウェアを入手されている場合、お客様がその企業に本契約を締結させる法的能力を有することを表明し、これを保証するものとします。お客様が提出された購入注文書もしくはその他の注文書類の条件は、本契約にとって替えられます。お客様が提出された購入注文書もしくはその他の注文書類の条件は、本契約にとって替えられます。お客様と Business Objects が相互に合意したマスター ソフトウェア使用許諾契約(以下「MSLA」とします)を結び、お客様がこの MSLA に従って本ソフトウェアを取得された場合は、本ソフトウェアの使用に関して MSLA の条件が適用され、本契約の条件は無効になります。本ソフトウェアの製品名は、Business Objects の商標または登録商標です。本契約について何かご質問がございましたら、最寄りのBusiness Objects の販売店または代理店にお問い合わせくださるか、Business Objects, Attn: Contracts Department, 3030 Orchard Parkway., San Jose, CA 95134 まで、直接書面でご連絡ください。
- 14. 米政府の制限的権利 本ソフトウェアは、連邦規則集 2.101、第 48 章(1995 年 10 月)で定義されている意味での「商品」であり、連邦規則集(C.F.R.)12.212、第 48 章(1995 年 9 月)で規定されている「商用コンピュータ ソフトウェア」および「商用コンピュータ ソフトウェアのマニュアル」で構成されています。連邦規則集 12.212、第 48 章および連邦規則集 227.7202-1 ~ 227.7202-4、第 48 章(1995 年 6 月)(あるいは、該当する場合は、各米政府機関の補遺等の同等の条項)に従い、米連邦政府に所属するユーザーの方々が本ソフトウェアを取得された場合、本契約に規定されている権利のみが付与されます。製造者は Business Objects (住所は 3030 Orchard Parkway, San Jose, CA 95134)です。
- 15. **輸出規制** お客様は、本ソフトウェアが米国製であることを了解します。お客様は、米国輸出管理規制を含む、本ソフトウェアに適用されるすべての国際法規および米国内の法規に加え、米国およびその他の政府により発行される、エンドューザー、最終的な使用目的および目的地に関する規制を遵守することに同意します。
- 16. **注文条項** 正規代理店は、Business Objects の購入注文要件に適合する購入注文を受け付けるものとします。いかなる購入注文書であってもあらかじめ記載されているすべての条項は無効とします。支払期限は、請求書発行日より30日間です。Business Objects の関連施設 FOB 価格が適用されます。Business Objects は、いかなる種類の価格保証も一切否認します。お客様は、Business Objects の純益に対する

税金を除く、該当するすべての売上税、使用税、消費税、VAT、GST および他の税金と、該当するすべて輸出入費、関税および類似の費用を支払う責任があります。

以下に、本契約の条件に同意する、または同意しない、のいずれかを選択してください。